



第4次

三木市 男女共同参画 プラン

〔概要版〕

誰もがいきいきと輝けるジェンダー平等のまち

三木をめざして

令和7(2025)年3月
三木市



プラン策定にあたって

本市においては、平成16（2004）年度に「三木市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）」を策定し、以降7年ごとにプランを改定し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策の推進を行ってきました。

また、第3次プランの最終年度を翌年に控えた令和5（2023）年度に「三木市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）」を実施し、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに市民の意識やニーズを把握しました。

そして、意識調査の結果および国内外の情勢や県の動向を踏まえ、この度「三木市男女共同参画プラン（第4次）」を策定しました。

プランの期間

プランの期間は、令和7（2025）年度から令和13（2031）年度までの7か年です。

プランの位置づけ

このプランは国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として策定し、「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」および「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」を兼ねるものです。

基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

また、性別は単純に「男性」「女性」に区別できるものではなく、多様な性の在り方があります。

「三木市男女共同参画プラン」がめざす社会は、家庭や地域、学校、職場などにおいて、性別に関わらず誰もがそれぞれの個性や能力を十分に発揮しながらいきいきと活躍し、互いに支え合い、安心して生活ができる社会です。市民と行政、関係機関・団体・企業の人々が協働して、三木市の活力と魅力を生み出す男女共同参画社会の実現をめざします。



三木市の活力と魅力を生み出す男女共同参画

基本的な考え方

日本の各地では若者、とりわけ女性の都市部への流出が問題になっています。本市も例外ではなく、2024年3月と2004年3月の20歳から39歳までの住民基本台帳人口を比較してみると、男性は減少率が25.6%であるのに対し、女性は31.2%となっており、女性の人口の方がより多く減少しています。

なぜ女性の減少率の方が高いのか、背景にはジェンダーギャップが要因の一つであるといわれています。今や地方の自治体が持続するには、女性にとって暮らしやすいまちづくりが欠かせなくなっているのです。

性別や年齢に関わらず、すべての人にとって暮らしやすく、活力にあふれた三木市をめざして、このプランの全体を通した基本的な考え方を示します。

01

ジェンダー平等であらゆる分野へ「参加」も「参画」もできる環境づくり

すべての人にとって暮らしやすいまちは、多様な人々の意見が反映されるまちです。議員や審議会の委員、企業の管理職における女性の割合を増やし、女性の意見を反映できる社会づくりが必要となります。

誰もがあらゆる分野で参加するだけでなく、対等に「参画」することこそ、真の男女共同参画社会といえます。本プランでは、性別に関わらず誰もが活躍でき、居場所のある地域社会を形成し、職場においても誰もが互いに持てる力を十分に発揮できるよう、働くことを希望する人の意思が尊重される社会的条件の整備や環境づくりを推進します。

02

人権が尊重され生きがいをもって暮らせる社会づくり

総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、6歳未満の子どもがいる世帯で、妻の家事・育児に関連する時間は夫の4倍近いという結果が出ています。女性が意思決定の場に参画するためには、主に家事・育児を女性が担っているという現状を変えていかなければなりません。

ワーク・ライフ・バランスと男性の家事・育児などの家庭参画を推進し、誰もが個人として等しく尊重され、自信と生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

また、セクハラや配偶者・パートナーからの暴力の被害者は女性が多く、これらの背景には、性別役割分担意識や女性に対する差別意識が潜んでいる場合があります。

市民一人一人が、暴力は重大な人権侵害であることを理解し、配偶者やパートナーからの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組みます。

03

男女共同参画による活力ある社会づくり

男女共同参画社会を推進し、若年（20～30歳代）女性の減少を抑制することは、地域の高齢化、人口減少を緩やかにし、活力ある社会につながります。

兵庫県内には、プラチナくるみん認定、えるぼし認定を受けたことにより、新卒の応募が5～6人から100人を超える状況になった企業もあります。

企業が元気になれば従業員、その地域も元気になります。地域の活力と魅力を生み出す男女共同参画は、地域経済にとっても不可欠となっています。



基本目標

基本目標Ⅰ 多様性を認め合う男女共同参画社会の実現へ向けた基盤整備

社会環境の変化に対応し、社会が持続的に発展していくために、多様な人が活躍することのできる環境を整備し、すべての人が人として尊重され、性別に関わらず自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向け、取組をさらに進めます。

推進項目① 男女共同参画をめざす意識づくり

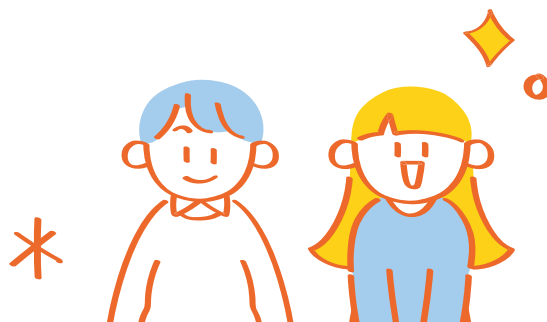
- 固定的性別役割分担意識の解消をはじめとした男女共同参画社会の実現に向けた意識を醸成します。
- ジェンダー平等や人権を尊重する教育を行い、性別によらず子ども一人一人の個性や能力を生かした教育を推進します。

推進項目② あらゆる分野への女性の参画拡大

- 政策・方針決定の場へ参画できる女性リーダーを育成するとともに、市審議会委員や自治会役員などへの女性の参画を促進します。
- 女性の就労促進や職域拡大など働く場における女性活躍を推進します。
- 様々な分野で活躍する女性や団体などが、互いに交流できる機会を設け、ネットワークづくりを支援します。

推進項目③ 多様性に関する理解促進

- 多様な性の理解を深めるための取組を推進するとともに、「三木市パートナーシップ制度」を周知啓発します。
- 多文化の理解について啓発するとともに、学校教育や生涯学習において多文化共生の視点を取り入れた学習を実施します。



基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）による誰もがその能力を発揮できる社会

性別に関わらず誰もが自分の能力を発揮できる職場環境をつくり、仕事と家庭生活、趣味などの活動の選択を迫られることなく、あらゆる分野に男女が共に参画できるよう取り組みます。

推進項目④ 誰もがいきいきと働ける職場環境の整備

- 男女雇用機会均等法について啓発するとともに、女性や若者の就労を支援します。

推進項目⑤ 仕事と家庭の両立支援

- 性別に関わらず家事・育児・介護を共に担うという意識を高めるとともに、男性の家事・育児・介護の知識や技術を学習する機会を提供します。
- 仕事と家庭生活、プライベートな時間が調和のとれたものとなるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

基本目標Ⅲ

あらゆる暴力の根絶と困難を抱えた人々の支援

DVや虐待、ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止と根絶をめざします。

また、高齢者や障がいのある人など、様々な困難を抱える人々が安心して生活できるよう、支援や相談体制を整備します。

推進項目⑥

DV防止対策の推進と困難を抱えた女性への支援

- 配偶者等からの暴力に関して正しい理解を得られるよう啓発します。
- 配偶者等からの暴力の被害者や、困難を抱える女性への相談体制を充実するとともに、関係機関と連携し女性の保護や自立を支援します。

推進項目⑦

支援を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備

- 児童や高齢者、障がい者に対する虐待を防止し、救済体制を整備します。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、サービスの選択に必要な情報の提供と企業への啓発を行います。

基本目標Ⅳ

誰もが健康で、安全・安心に暮らせる環境の整備

被災時に誰もが安心して生活できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。

また、子育て中の家庭や高齢者を地域ぐるみで支え、協力しあう体制の整備と、ライフステージに応じた保健サービスを提供します。

推進項目⑧

男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

- 防災に関する政策、方針決定の過程などへの女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備します。

推進項目⑨

子育て・介護支援の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者やその家族を支えるネットワークを構築します。
- 子育て中の保護者が職場で活躍できるよう、地域で子育てを支える環境を整えるとともに保育サービスを充実させます。

推進項目⑩

生涯にわたる健康対策

- 安心して妊娠・出産ができるよう地域医療機関や各種サービスの情報提供を行うとともに、子どもの発達や健康、育児についての相談に応じます。
- 出生期から高齢期まで生涯にわたって、健康診断、相談、検診などの保健サービスを提供します。



基本目標Ⅴ

男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

国、県、近隣市町などの関係機関と協働・連携しながら、総合的・効果的に事業を実施するとともに、市が率先して男女共同参画に取り組みます。

推進項目① 推進体制の整備

- 研修の充実や、女性管理職の登用促進、男性の育児休業の取得推進など、市が率先して男女共同参画に取り組みます。
- 関係機関や民間団体との連携を深めるとともに、県や、近隣市町と連携や情報交換を行い、プランを着実に推進します。



数値目標

以下の数値目標を設定し、令和13（2031）年度末まで取り組みます。

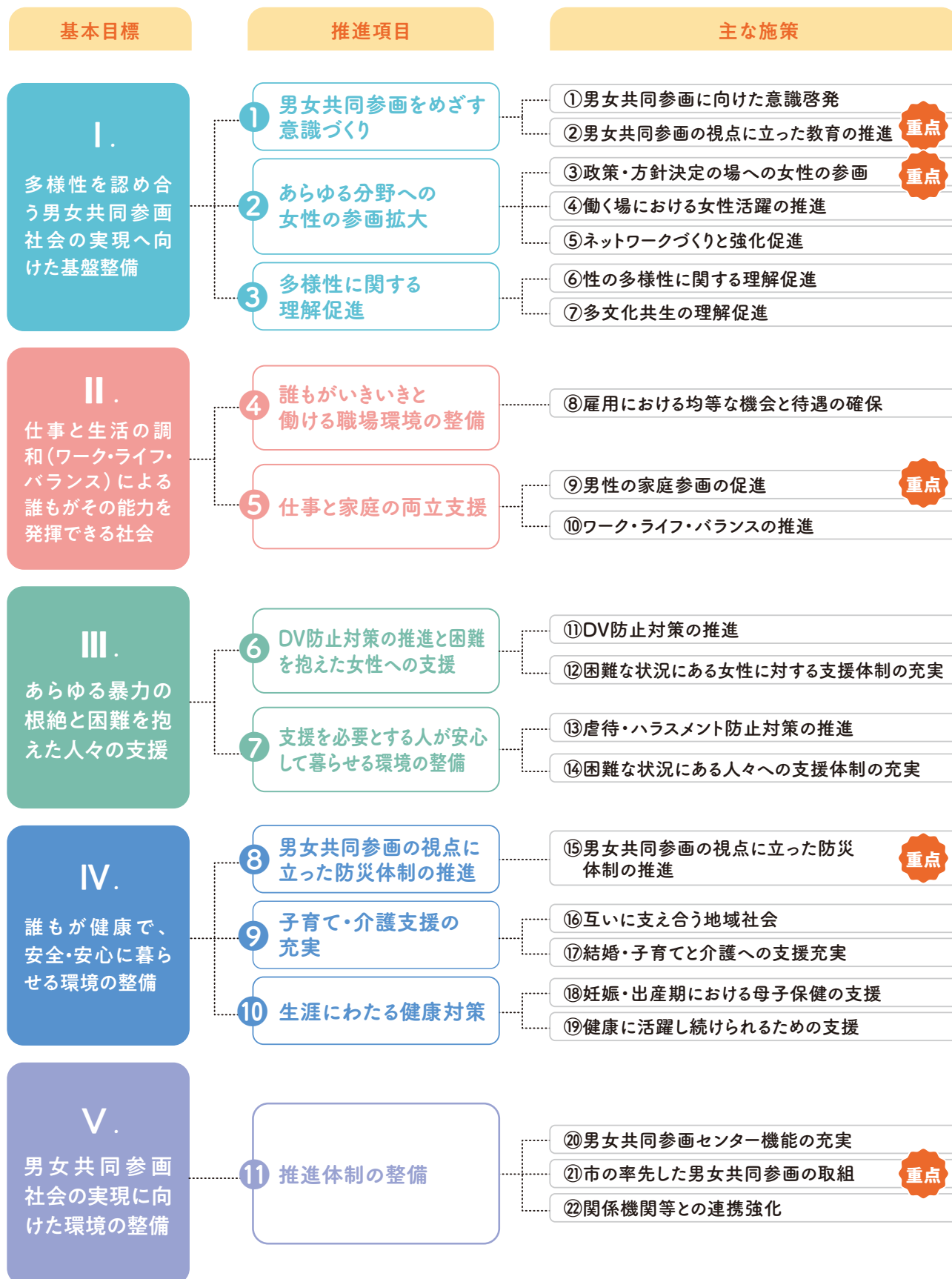
目標項目	現状	目標値（達成期限）
審議会委員の女性割合	33.9% （令和6年度）	40.0% （※1）
妊娠11週までの妊娠届出	95.8% （令和5年度）	100.0% （令和13年度）
市男性職員の育休取得率	31.3% （令和5年度）	85.0% （令和12年度）
市女性職員の管理職の割合	25.3% （令和6年度）	（※2）
業者選定における男女共同参画に積極的に取り組む企業への加 点評価などの導入についての検討	—	令和10年度末 までに検討
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に否定的な回答 の割合	66.2% （令和5年度）	80.0% （令和12年度）
職場（採用、業務内容、昇進、昇給など）で「平等である」と 回答する人の割合	17.3% （令和5年度）	25.0% （令和12年度）
配偶者や交際相手から暴力を受けたことがある人のうち、被害 を相談した人の割合	女性 24.0% 男性 8.3% （令和5年度）	女性 35.0% 男性 15.0% （令和12年度）
「三木市男女共同参画センター（こらぼーよ）」を「知らない」 と答えた人の割合	52.3% （令和5年度）	40.0% （令和12年度）

※1 審議会等委員の選任に関する指針に「女性委員の積極的な登用を図り、女性委員の割合が委員総数の4割以上となるように努める。」とされており、速やかな達成をめざしているため期限の設定はしていない。

※2 「三木市特定事業主行動計画（令和3年度から令和7年度まで）」で「管理的地位にある職員に占める女性割合を20%以上にする。」とされており、その目標は達成されている。そのため、「次期三木市特定事業主行動計画」で設定される目標値を本計画の目標値とし、「三木市男女共同参画プラン実施計画」で精査することとする。

施策体系

男女共同参画プランの施策別体系図





〔発行年月〕令和7年(2025年)3月

発行／三木市

〔編集〕市民生活部 人権推進課(男女共同参画センター)

〒673-0433 三木市福井1933番地の12

〔TEL〕(0794)89-2331 〔FAX〕(0794)82-8120